

継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に関する労使協定

株式会社アクトエンジニアリングと従業員代表とは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、第9条第2項に基づき、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関し、次の通り協定する。

(継続雇用制度の対象に係る基準)

第1条 次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、就業規則37条に基づく定年の到達後、表1の年齢に到達する期の期末(3/31)まであらためて再雇用するものとする。

但し、再雇用時の給与、勤務日他の就業条件はあらためて相談の上、決定するものとする。

1. 引き続き勤務することを希望し、気力について適当と認められる者
2. 過去3年間の出勤率が90%以上の者
3. 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題が無いこと
4. 無断欠勤が無いこと
5. それぞれの専門分野において指導、教育の技能を有する者

(表1)

60歳に到達する時期	
平成18年4月1日～平成19年3月31日	63歳
平成19年4月1日～平成21年3月31日	64歳
平成21年4月1日以降	65歳

平成24年3月31日

株式会社アクトエンジニアリング

代表取締役 石井 春海

従業員代表

技術部員

上野 正人

